

本大会ハ諸給獎金又給ラ敏速ナラシモン事ヲ期ス

申

諸給獎金ハ諸給金依リト大抵ソノ月ノ月末ニ支給スル様ニシテ

滞り成ノ規程ニ當局ノ怠慢ニ依ツテ踏ミニシラレヨキ

其ノ滞リシモノハ三月モ遅レル様ナベラ梅ノ時カヨクテ

三重創業ニテツテ居ル電氣局ガ本ノ有様ニハ成クノ度

程又事ヲマスカリス、我々ハ當局ニ対シ敬告ヲ發シ向

抗議ヲ行

実行方法 執行本部員一任

(以) 勤績給獎金ノ規程改正ノ件

理由

吾々今年ノ規程ニ對シ金二千五百圓支給スル上ニテ其ノ内ノ千五百圓ガ賞金ノ
四百圓ニ對シ金二千五百圓ハ支給サシイノ事ナル、即チ三ヶ年勤績給
金ノ額ニ對シ金二千五百圓ノ額ニ對シテ初メテ支給額ノ半額ヲ減リノ事
ニシテ、其ノ後、三ヶ年勤績給金ノ額ニ對シテ初メテ支給額ノ全額ニ對シテ
丁度四ヶ年勤績給金ノ額ニ對シテ初メテ支給額ノ全額ニ對シテ

実行方法 執行本部員一任

(以) 職員証紛失罰則規程改正ニ関スル件

理由

ケルトゲアル之レ亦當局ガ規程ニカクテテ従業者員ヲ購着セントス 少ナル手做ヲツテ
我々ハ之レヲ糾明シナケレバナラス 即チ三ヶ年勤績セルモノニ對シテハ五千ニ金二千五百圓ノ
勤績給獎金ヲ支給スベキ改正スベキガ
職員証紛失ガ二回ニ及ブト三ヶ月間ノ日給ナシノ減額以外ニ更ニ一回昇
給及ビ賞與ヲナサレル、職員証紛失ノレハ殆ンド凡テガ過チニ依ルモテアル、コノ
過チニ對シ以上ノ如キ嚴罰ニ処スルハ他ニ其ノ例ヲ見ナイ所デアル、我々ハ三ヶ月
間ノ日給十錢ヲ引カレトハハ之レモ他ニ例ガ少クナイガマダ忍トシテ
其他ノ昇給及ビ賞與ニイタツテハ忍ブ事ガ出来ヌ、我々ハ市電由於ケル友
誼團體ト協カシテ之レヲ改正シナケレバナラス。

実行方法 執行委員会一任

(以) 電氣局内ニ於ケル反動運動撲滅ニ関スル件

決議